

元就の里リレーマラソン 2025

ネーミングライツパートナー募集要項

この要項は、安芸高田市ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、元就の里リレーマラソン 2025 に対するネーミングライツパートナーを募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1. 目的

地域活性化と健康増進を目指し、戦国武将・毛利元就公ゆかりの地を舞台に開催するリレーマラソンです。イベントの更なる充実と活性化を図るとともに、新たな自主財源を確保するため大会の認知度向上と魅力向上を図り、参加者と地域住民双方に活力を与えることを目的とします。

2. 公募概要

- (1) 公募事業名：元就の里リレーマラソン 2025
- (2) 契約期間：契約締結日からイベント終了日まで
- (3) 命名権料希望額：50 万円以上（税込み）

3. 公募対象事業の概要

(1) 概要

- ① イベントの名称：元就の里リレーマラソン 2025
- ② 趣旨：チームでたすきを繋ぐリレーマラソンを通じて絆を深め、多くの人に参加してもらうことで交流の輪を広げるとともに、健康増進や走る喜びを分かち合い、交流の場を創造し、地域の賑わいとなるイベントを目指します。
- ③ 開催日時：2025 年 10 月 12 日（日）
- ④ 開催場所：安芸高田市吉田運動公園
- ⑤ 種目：3 時間耐久リレーマラソン（1 周約 1 km）
1 チーム 5 人から 15 人のメンバーで構成します。
1 人 1 周（約 1 km）以上走って次の走者にたすきをリレーします。
- ⑥ 募集定員：50 チーム（1 チーム 5～15 人）
- ⑦ 参加資格：小学生以上の方で、1 人で 1 周（約 1 km）を完走できる方
大会規約を守り、他の参加者へ配慮ができる方
※車いすの使用不可
※伴走を有する障がいのある方の参加可能
- ⑧ 後援（予定）：NHK広島放送局、中国放送、広島テレビ、広島ホームテレビ、テレビ新広島
広島エフエム放送
- ⑨ 過去の主な実績：2023 年度（第 1 回） 37 チーム 353 人
2024 年度（第 2 回） 20 チーム 219 人

(2) 事業主体

主催：元就の里文化・スポーツ事業実行委員会 共催：安芸高田市教育委員会

4. ネーミングライツの概要

(1) 募集の目的：新たな自主財源を確保するため

(2) 命名権の範囲：

- ① 元就の里リレーマラソン 2025 の名称として、事業名称に加えて使用する愛称を付与する権利
- ② 元就の里リレーマラソン 2025 の広報活動、案内表示等における愛称を使用する権利

5. 応募要件

応募者は、安芸高田市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に定める応募資格を満たす法人であって、加えて以下の要件を満たすこととします。

- ・元就の里リレーマラソン 2025 の名称の前後に付加した愛称にすること。
- ・元就の里リレーマラソン 2025 の特性やイメージに合致した愛称を提案できること
- ・地域社会の活性化に貢献する意欲があること
- ・安定した経営基盤を有し、ネーミングライツ料の支払いが確実であること

6. 命名権料

(1) 命名権料は、元就の里リレーマラソン 2025 の運営に活用します。

(2) 命名権料の残額が発生した場合には、市の教育委員会事業に活用します。

7. 公募スケジュール

ネーミングライツパートナー募集は以下の通りです。

- ① 募集期間: 2025年5月26日(月) から 2025年6月13日(金) まで
- ② 公募スケジュール(予定)

A：募集	公募期間	2025年5月26日(月) ～ 6月13日(金) 17時まで
	質問事項の受付	2025年5月26日(月) ～ 6月6日(金) 17時まで
	質問事項の回答	随時回答し、市ホームページに掲載
B：応募申請書の提出		2025年5月26日(月) ～ 6月13日(金) 17時まで
C：審査		2025年6月16日(月)～27日(金)
D：審査結果の通知		2025年6月27日(金)

8. 申込み手続き等

A：募集

(1) 質問事項の受付

質問事項がある場合には、7の②公募スケジュールの期間内で行い、市は質問事項を受付、その質疑応答に関しては市ホームページにて開示します。

【問い合わせ先】

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田761番地

安芸高田市：安芸高田市教育委員会 生涯学習課 連絡先 0826-42-0054

対応時間：9:00～17:00(土日・祝祭日は除く)

(2) 申込みに当たっての留意事項等

① 応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し又は事業者の選定若しくは決定を取り消す場合があります。

ア 審査委員会の委員又は審査に従事する市職員若しくはその関係者に対し、本公募について不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合

イ 応募申請書等に虚偽の記載があった場合

ウ その他選定の手続において不正な行為があったと市が認めた場合

エ 応募資格要件を満たしていないことが判明した場合

オ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

カ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が事業者として業務を行うことについて、ふさわしくないと市が認めた場合

キ 本募集要項以外での要望、相談を行い市の業務を著しく阻害していると市が認めた場合

(3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。また、やむを得ない理由により、この公募が中止された場合においても、応募に際し要した費用を市に請求することはできません。

(4) 郵便・電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負いません。

B：応募申請書の提出

(1) 応募方法：所定の応募申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて電子メール、郵送もしくは持参にて提出してください。

・電子メールの場合：shohgaigakushu@city.akitakata.jp

・郵送、持参の場合：上記、問い合わせ先へお願いします。(6月13日(金)17:00必着)

(2) 提出書類：応募者は、下記書類を提出してください。

①応募申請書(様式1)

②応募資格に係る誓約書(様式2)

③地域貢献等の実績及び今後の計画(任意提出)

④応募者の概要を記載した書類

⑤登記事項証明書

⑥直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)及び事業報告書

⑦直近の市税等の納税証明書(市内に拠点がない場合は、本社所在地の市区町村が発行する証明書)

補足：

④は任意提出ですので、ない場合は提出不要です。

⑤～⑦はコピーでもかまいません。ただし、後日、原本を確認させていただくことがあります。

C：審査

安芸高田市ネーミングライツ審査委員会において、提出された書類に基づき審査し、優先候補者を決定します。

(審査の評価)

審査委員会の各委員は、提出された書類等及び面談の内容について、下記「評価基準」により得点化し、各委員の合計得点の最高得点となる応募者を優先候補者として選定します。

【評価基準】

評価項目		審査基準	配点	
I	愛称案	市民にとっての親しみやすさ	優:10点・良:5点・不可:0点	30点
		呼びやすさ	優:10点・良:5点・不可:0点	
		イベントのイメージとの整合性	優:10点・良:5点・不可:0点	
II	企業の信頼性	経営状況や安定性	優:10点・良:5点・不可:0点	20点
		ネーミングライツ料の支払いの確実性	優:10点・良:5点・不可:0点	
III	応募理由 地域貢献	応募理由が妥当か	優:10点・良:5点・不可:0点	20点
		イベントへの関与(ボランティア参加)	優:10点・良:5点・不可:0点	
IV	命名権料	※希望料金 50万円以上	50万円以上 75万円未満 10点	30点
			75万円以上 100万円未満 20点	
			100万円以上 30点	
合 計				100点

- (1)最高得点となる応募者が2者以上ある場合、審査委員の投票により優先候補者を選定します。
- (2)応募者が1者の場合であっても審査は実施します。ただし、評価が一定水準に達しない場合は選定しません。
- (3)評価点が70点未満の場合は、失格とします。

D：審査結果の通知

審査後、結果を通知します。また、契約締結後に市ホームページ等で公表します。

9. その他

- (1) 応募申請書提出後の修正及び加除は一切認められませんので、本実施要項及び質疑に対する回答などを十分確認の上、提出してください。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、判明した時点で失格となります。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

- (4) 提出された書類はこの審査に係る目的以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、安芸高田市情報公開条例に基づき、応募者の承諾を得ずに第三者に開示する場合があります。

10. 契約条件（主なもの）

- (1) 原則、優先候補者と協議し、速やかに契約を締結します。
- (2) 命名権料の支払いは、契約締結後概ね1カ月以内に一括で納付してください。
- (3) 契約期間中、元就の里リレーマラソン2025の名称として、愛称を使用します。
- (4) ネーミングライツパートナーが安芸高田市ネーミングライツ事業実施要綱第15条に該当する行為を行った場合、市は契約を解除できるものとします。
- (5) 屋外での開催のため、荒天や災害等により大会が中止となった場合においても、既に納入された命名権料については返還しないものとします。